

子ども・子育て支援新制度における
利用者負担額の考え方について
(答申)

平成 26 年 11 月

福生市子ども・子育て審議会

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の考え方について

◆はじめに

平成 27 年度から開始する子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という）では、「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量の拡充、質の改善が進められます。

新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園共通の「施設型給付費」が創設され、これら教育・保育施設の利用者は市からそれぞれ利用希望に応じた認定（1 号～3 号認定）を受けることが必要となります。また保育施設の利用時間については新たに「保育標準時間」「保育短時間」の 2 区分が設けられます。

こうした中で利用者負担額の設定は、世帯の所得状況等を勘案して定めることとされ、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定めた基準額を限度として、市が定めることとされています。

平成 25 年 8 月 21 日付け、市長から「福生市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、基本的な考え方」について諮問を受け、計画策定についての基本的な考え方を平成 26 年 8 月 25 日答申したところです。これに並行して、新制度における適切な利用者負担に関して、市の現状やこれまでの認可保育所保育料改定の経過を踏まえ審議を重ねてまいりました。ここに、これまでの審議結果をまとめましたので答申します。

◆新制度における利用者負担額（保育料）の基本的な考え方

子育て世帯の急激な負担増とならない利用者負担額とする

幼児期の学校教育・保育を取り巻く環境、市の財政状況等も考慮しつつ、子育て支援の充実は福生市にとって重要な課題であると考えます。

市では、行政改革の取り組みを行い、これまでも子ども・子育て施策について財源を確保し、実施してきました。今後も、新制度における待機児童の解消などの積極的な事業展開は、子育て世帯が望むものです。また、福生市の新利用者負担額を定めるに当たり、施設や事業を利用する子育て世帯からみれば、その利用額が低い方が良いという考え方は理解できます。

国では、消費税率を改定し、引き上げに伴う増税分の一部を子ども・子育て支援の量の拡充や質の改善に充当するもので、より質の高い幼児期の教育や保育の提供が期待されます。新制度は、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支える制度であり、子育て世帯にさらなる負担増を求めているものではありません。

このようなことから、新制度への移行に際し、できる限り現行の負担水準を基本とすることが望ましいと考えます。

新制度の利用者負担額に対する基本的な考えは次のとおりです。

（１）子ども・子育て支援法の規定どおり応能負担とする

① 1号認定について

1号認定子どもの利用者負担は新たな料金体系を設定することとされており、国が示した利用者負担（案）が現行の就園奨励費補助金制度を踏まえた実質の利用者負担額を基本としていることから、福生市においても国の基準案を踏まえ、応能負担の料金表の設定が望ましいと考えます。

② 2号・3号認定について

2号・3号認定子どもの利用者負担は現行の国の徴収基準額を基本とした基準額案が示されていることから福生市においても子ども・子育て支援法に規定されているとおり、応能負担の仕組みを基本に設定することが望ましいと考えます。

さらに、子育て世帯の急激な負担増とならないよう、現行の認可保育所の保育料と同様、国徴収基準額の44%程度を保護者負担とすることを基本に設定すべきです。この保護者負担率は26市中、低い水準ですが、子育て世帯の定住化を推進する福生市として、これを強みとするべきと考えます。

(2) 階層区分の税額を市民税額とする

利用者負担の国基準(案)に沿った市民税額による階層区分が、福生市においても妥当であると考えます。

(3) 保育標準時間・短時間の区分の料金を設定する

利用者負担の国基準(案)は保育の利用時間に応じて料金表を設定しています。この基準案どおり、保育短時間の利用者は保育標準時間の利用者とは比べて国基準通り1.7%減じた料金設定をすることが合理的であると考えます。

(4) 現行のD7階層からD20階層について、年齢の低い児童から順に第1子、第2子、第3子とする算定方法を見直す

現行の保育料では、同一世帯で2人以上の児童が入所している場合、D7階層からD20階層については、年齢の低い児童から順に第1子、第2子として算定を行っており、D6階層以下の同じケースの多子世帯と比べると負担増となります。

このようなことから、保育所を利用する保護者間の公平性や、多子世帯への負担の軽減を図る観点から見直しをすべきと考えます。

(5) 認定区分ごとの同一料金表とする

新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等は共通の給付制度となります。小規模保育事業は市の認可を受けることとなるので、施設、事業の種類を問わず、1号認定、2号・3号認定それぞれにおいて同一の料金表を設定することが望ましいと考えます。

また、各認定区分において利用者負担のバランスが図られるよう、検討を望みます。

★国が示す新制度の利用者負担の考え方

平成 27 年度から新制度の開始に伴い、「子ども・子育て関連 3 法」をはじめ、平成 26 年 6 月 4 日の自治体向け説明会資料において、「利用者負担国基準（案）」が示されました。現時点で国から示されている主な内容は、次のとおりです。

- (1) 子ども・子育て支援法において、新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める（応能負担）こととされており、現行の幼稚園、保育所の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされています。
- (2) 所得階層の区分を決定するに当たっては、市民税額を基に行うこととされています（所得税額から市民税額への変更）。
- (3) 利用者負担国基準（案）は、次の表のとおりですが、国が定める水準は、1 号給付、2・3 号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とされています。

	教育標準時間認定(1号)	保育認定(2・3号)
国が定める水準	現行の幼稚園就園奨励費補助金を考慮して、利用者が現在負担している利用料で設定されている (全国の平均保育料から就園奨励費補助金を控除したもの)。	現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して設定されている (現行の徴収基準額表のとおり)。
所得階層区分	5 階層 (現行の幼稚園就園奨励費補助金の区分数と同じ)	8 階層 (現行の徴収金基準額表のとおり)
保育標準時間と保育短時間	—	保育短時間は、保育標準時間の▲1.7%を基本に設定。

1 現在の保育園の運営費と保育料のしくみ

(1) 保育園の運営費について

保育園の運営費用は、保育の実施に伴い最低基準を維持するための費用とされ、事業費、人件費、管理費の範囲の経費とし、地域別、定員別、年齢別等事項を取り入れ一人あたりの保育単価が決まっています。保育単価とは、児童一人あたりを受け入れるのに必要最低限かかる経費としています。そして保育単価に受け入れ児童数を乗じたものを支弁額といいます。

国が定める基準により支弁する運営費の負担割合は、国が定める徴収基準により算出した保育料を控除し、1/2 を国が、1/4 を都が、1/4 を市が負担することになっています。なお、保護者負担（保育料）と国、都、市により賄われる公費負担の割合は概ね、4：6 となっています。

保育園の運営に要する費用（国基準運営費） 人件費、管理費、事業費			
①国基準での保護者負担	②保護者負担を差し引いた額		
	国（1/2）	都（1/4）	市（1/4）
40%	30%	15%	15%

(2) 保育料について

保育料は、現在、児童福祉法第 56 条により、「扶養義務者から家計に与える影響を考慮して児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる」とされており、各自治体ごとに保育料を設定しています。国は徴収基準額を定めています。（添付資料 1）

基本的には扶養義務者の所得に応じて決めており、基本的には前年の所得税によって保育料が算定され、所得税が非課税の場合、前年度の市民税の状況で保育料が決まります。所得税が高くなれば保育料も高くなります。所得税が低くなれば保育料も安くなります。

福生市では、国の基準に基づき年齢、所得階層によって国基準額の 21.8% から 66.2% で設定しています。現在の保育料は、平成 14 年 4 月 1 日に保育料 2.7% の引き上げとする改定を行いました。その後、子育て家庭への財政的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整えるため改定を見送っております。

* 国基準による保護者負担割合

国基準での保護者負担 462,098,380 円 (25 年度実績)	
保護者負担 (44.2%) 204,440,400 円	市負担 (55.8%) 257,657,880 円

2 福生市の認可保育所保育料改定の経緯

福生市では、昭和 60 年に福生市保育所措置費調査専門委員会から答申を受け、国の徴収基準額の 60%を保護者負担とするものであったが、保護者への急激な負担増を考慮し、昭和 61 年から平成 7 年までの間、6 回にわたり改定を行ないました。

平成 14 年度は所得税額の 2 割を特別減税として税額より控除されたことにより、保育料が値上げとなるため、保護者負担を国基準 52.7%とする改定を行うとともに、少子化社会への対応として、全階層で第 2 子を半額に軽減し、第 3 子目は 9 割軽減としました。

平成 19 年度の税制改正により、所得税率が 10%から 5%に減税されたため、所得税額で算定をしている保育料は実質値下げとなることから、26 市中 20 市が、20 年度、21 年度に保育料改定を行いました。

しかしながら、福生市では保護者の経済的負担の軽減を図るため、現在に至っています。

これらの経緯もあり、平成 24 年度の福生市の国の徴収基準に対する負担割合は 44.2%と 26 市で 3 番目に低くなっています。(26 市の負担割合の平均は 49.6%) (添付資料 2)

3 福生市における保育料基準額表 (添付資料 3) と階層の状況

(1) 基準額表の階層について

現在の福生市保育料基準額表は所得に応じ、A階層 (生活保護世帯)、B階層 (住民税非課税世帯)、C 1 ~ C 3 階層 (市民税課税世帯)、D 1 ~ D 20 階層 (所得税課税世帯) の 25 階層に区分されており、3 歳未満児の保育料は無料から 47,000 円、3 歳児以上は無料から 27,100 円の設定になっています。

さらに兄弟が同時在園の場合、第 2 子の保育料については第 1 子の 50%としている。さらに第 3 子ではすべての階層で無料としています。

(2) 保育料全額免除世帯 (添付資料 4)

住民税非課税世帯の保育料は、国の徴収基準額は 3 歳未満児は 9,000 円から 19,500 円、3 歳以上児は 6,000 円から 16,500 円となっている。一方、現行の福生市の保育料徴収基準では、住民税非課税世帯の保育料は無料となっています。

また、住民税非課税の B 階層は全体 (15,295 人・平成 25 年度) の 14.7% (2,262 人) と全階層の中で一番多いです。

4 新支援制度の利用者負担について

(1) 公定価格について

国は幼稚園、認定こども園、保育園の教育保育に要する費用の基準額（公定価格）を定め、利用者負担額（保育料）を控除した額を「施設型給付」として施設に支払います。

また、私立保育園は、児童福祉法に保育は市が実施することとされていることから、保育に要する費用は施設型給付でなく、現行制度と同様に委託費として支払います。

新制度の利用者負担は応能負担として、国が基準額を定め、利用者負担を差し引いた額の負担割合も現行制度と同様、国 1/2、都 1/4、市 1/4 となっています。

(2) 新支援制度における利用者負担額

国が定めた新制度における利用者負担のイメージは、法律で世帯の所得の状況（応能負担）その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育園の利用者負担の水準を基に検討し、決められたものです。

最終的な利用者負担の額については、国が定める水準を限度として、新制度の実施主体である市が定めます。

①所得階層の水準

教育標準時間認定を受けた子（主に幼稚園） 現行の保護者に対する就園奨励費補助金と同様 5 区分、保育認定を受ける子は現行の国基準同様 8 区分としています。

②所得階層区分の決定方法

新制度の利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、市町村民税の所得割額を基に行うこととしています。（9月に切替え）

③多子軽減の取り扱い

現行の幼稚園、保育園の取扱いと同様、2人目は1人目の半額、3人目以降は0円とします。

5 認定こども園、認証保育所の利用者負担額の現状

福生市には認証保育所が2園、幼稚園型認定こども園が1園設置されており、年間延716人（平成25年度）が通所している。また市外の認定こども園、認証保育所にも年間延355人が通所しています。

認定こども園、認証保育所は利用者と事業者との直接契約となっており、保育料は認可保育所とは異なり基本的には、年齢や保育日数、時間に応じて事業者が設定しており応能負担である認可保育所とは大きな違いがありま

す。(市内認証保育所A園の例 1歳 40時間 42,500円)

福生市では、認可外保育施設利用世帯の経済的な負担を緩和し、また認可保育所を利用している世帯と認可外保育所を利用している世帯負担の公平を図るため、認可保育所に入園した場合の保育料と、認可外保育所に支払っている保育料との差額を38,000円を限度額に補助を行っています。

なお、新制度では認定こども園、定員19人以下の小規模保育事業は認可保育所と共通の給付を受けることとなり、利用者負担額も認可保育所と同様市が定め、市民税額に応じた額となります。

6 幼稚園の利用者負担額の現状

幼稚園の保育料は施設が定める額とされている。市内には4園の私立幼稚園があり、3歳児では月額23,000円から26,000円、5歳児では22,000円から24,500円となっている。また入園料が75,000円から80,000円で設定されていることも認可保育所と異なる点です。

保護者には国と市の負担による「就園奨励費補助金」と、都と市の負担による「保護者負担軽減事業補助金」を所得に応じて交付されており、幼稚園の保育料負担は実質認可保育所と同じく応能負担となっています。第2子は半額、第3子について実質無料となっていることも保育所と共通する点です。

新制度においての利用者負担額は保育所と同様市が定め、市民税額に応じた額となります。

7 認可保育所の事業費

認可保育所の平成25年度の総事業費は、1,947,908,000円となっており、認可保育所運営費は、国、都、市の負担でまかなわれています。

認証保育所、認定こども園に対する運営費については都と市で1/2ずつ負担しています。

認可保育所運営費財源内訳

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育料	212,704	214,341	221,362	196,543	193,115	179,416	179,495	183,255	204,440
保育料市肩代り分	204,384	202,384	198,532	231,496	241,085	234,025	231,198	235,929	257,657
国負担金	205,169	280,054	295,036	305,269	322,454	330,582	333,545	344,979	360,947
都負担金	102,584	140,027	147,517	152,634	161,226	165,291	166,772	172,489	180,473
市法定負担分	245,953	140,027	147,517	152,634	161,226	165,291	166,772	172,489	180,473
国基準分運営費(A)	970,794	976,833	1,009,964	1,038,576	1,079,106	1,074,605	1,077,782	1,109,141	1,183,990
国・都補助金	300,552	258,317	283,787	296,817	293,522	279,748	266,469	262,880	275,874
その他市負担分	457,723	474,376	440,465	427,828	415,406	405,316	425,340	418,399	488,044
雑入	18,963	7,986	6,677	5,233	2,312	1,791	308	1,002	0
その他運営費計(B)	777,238	740,679	730,929	729,878	711,240	686,855	692,117	682,281	763,918
総事業費(A+B)	1,748,032	1,717,512	1,740,893	1,768,454	1,790,346	1,761,460	1,769,899	1,791,422	1,947,908

※平成 25 年 4 月に公立保育園 1 園を民営化、1 園を新たに認可し、定員が 80 人増となったため、平成 25 年度の総事業費は増額した。